

第二章 祭典本部

第十四条 祭典本部は、歴史と伝統のある「森の祭り」を、より豊かな情緒ある祭りとするため、住民の誰もがこぞって楽しみあうことのできる、祭典行事を展開し、郷土愛に結ぶ祭典となるよう、努めなければならない。

第十五条 祭典本部は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- 一 項 住民の誰もが楽しみあえる、祭りとするための、企画立案に関すること。
- 二 項 各社、各神社、各種団体の協力を得て祭典行事の円滑な運営を図ること。
- 三 項 道路使用許可申請、街商との話し合い、その他渉外事項に関すること。
- 四 項 祭典期間中、事故の未然防止にあたること。
- 五 項 日程にしたがい花火を打ち上げること。
- 六 項 祭典の実施に関する諸注意事項を全町に徹底するため、町内会長、各社幹部、社会教育推進員等を中心に各町内会議を推進すること。なお、更に趣旨の徹底を期するため、ポスターの提示、チラシの配布、宣伝カー等による啓蒙宣伝にあたること。
- 七 項 お祭り広場を設定し、種々の催し事の披露をする。（例 お囃子の競演や手踊りなど。）

第十六条 本部役員の任期は一年とし、毎年十二月一日より翌年十一月三十日とする。但し、再任を妨げない。

第十七条 祭典本部緒役の任務

- 一 項 本部役員の服装は厳正でなければならない。
- 二 項 本部役員は、個人、或はそれぞれの機関、団体の自主性を尊重するも、人身への危害や事故発生の恐れのある場合は、厳重な指導を行う。
- 三 項 本部役員は、祭典の決まりを守らず、或は、ことさらに風紀を乱し、慣習上、不適當と認められる行為を発見したときは、速やかに本部に報告し適正な処置と補導を行う。

第十八条 祭典本部五役

- 一 項 頭取会長は祭典本部を代表して、祭典を執行する最高の責任と権限を有する。頭取会長は会議の原案を作成したり、委任された事項について協議をし、処理する。
- 二 項 頭取副会長は頭取会長を補佐代行する。
- 三 項 頭取会長補佐は、頭取正副会長の補佐役に任じ、総務、書記、庶務会計、安全対策、行事、渉外、広報連絡等の本部緒役を担当する。

第十九条 頭取は、各社の代表であり、社を総括する責任と権限を有する。

第二十条

副頭取

副頭取は、各担当分野の任務を遂行する。副頭取会長及び補佐は、各担当分野を総括する責任と権限を有する。副頭取は原則として各社、各担当毎に一名ずつとするが、やむを得ず兼務を要する場合は、頭取会議の承認のもと兼務することができる。ただし、兼務した担当任務に支障をきたさないことを条件とする。

第二十一条

会議

会議は、頭取会議、担当副頭取会議並びに祭典本部会議とする。

第二十二条

頭取会議

頭取会議は、各社頭取で構成する祭典の最高決定機関である、頭取会長が招集し議長となる。

一項

頭取会議の決定事項は、次の通りとする。

イ 祭典本部の事業計画立案に関すること。

ロ 収支予算並びに決算に関すること。

ハ 規約の決定、改廃に関すること。

ニ 事故処理に関すること。

ホ その他祭典本部の目的達成のために必要と認めたこと。

二項

頭取会議は、三分の二以上の出席をもって成立し、議事の決定は出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数の時は、議長がこれを決する。

第二十三条

副頭取担当会議

副頭取担当会議は、副頭取会長が招集し議長となる。

一項

町内担当副頭取会議 町内装飾、町内巡視、駐車場の設置、街商関係等

二項 中老・婦人担当副頭取会議 中老関係、婦人関係等

三項 小若連担当副頭取会議 幼児及び小中学生補導等

四項 高校生担当副頭取会議 高校生役割付け、補導等

五項 若衆担当副頭取会議 屋台運行関係等

六項 本部担当副頭取会議 本部及び第二本部、警備本部の設置、町内巡視、本部内接待等

第二十四条

祭典本部会議

祭典本部会議は、頭取会長が招集し議長となる。

祭典本部は、頭取会議及び副頭取担当会議等での決定事項を周知し、事故のない盛大な祭典とするため、祭典本部会議を開催しなければならない。祭典本部会議の構成員は、第十三条に規定する役員及び関係者とする。

第二十五条

会計

一項 祭典本部の会計は、次の収入をもって充てる。

イ、町内会負担金 ロ、各社負担金 ハ、篤志寄付金 ニ、助成金 ホ、そ

の他

第二十六条

祭典本部の会計年度は、毎年十二月一日に始まり翌年十一月三十日に終わる。収支決算は十二月末日までに監査を経て報告しなければならない。